

7. 野菜・果物に関する Q&A

QA88 生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか

国産の生鮮農産物の原産地表示については、JAS 法に基づく生鮮食品品質表示基準により、都道府県名、または市町村名やその他一般に知られている地名を表示することが義務付けられています。

同一県内でも区域に分けて出荷制限等が行われる中で、生産者には、市町村名や地域名を積極的に表示することが期待されます。

この表示義務に違反した場合には、JAS 法に基づく指示・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。消費者庁では、引き続き農林水産省や都道府県と連携し、産地偽装が起らないよう取締りに努めています。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日